

# 「滋賀県高齢者居住安定確保計画」(第4期)の原案について



土木交通・警察・企業常任委員会  
土木交通部住宅課  
令和2年(2020年)12月15日

## 第1章 計画の目的と位置づけ

※下線部は前回からの追加箇所

- 目的** 高齢者が安心して住み続けられる住環境の実現に向け、住宅政策と福祉政策が連携し、これまで以上にきめ細やかな取組を総合的に推進することを目的として策定するもの。
- 位置づけ** 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)第4条に基づく都道府県計画。滋賀県住生活基本計画およびレイカディア滋賀高齢者福祉プランにおける高齢者の住まいに関する施策の実施計画。
- 計画期間** 令和3年度から令和5年度の3年間  
(レイカディア滋賀 高齢者福祉プランと同期間)

## 第2章 高齢者とその世帯の状況

■居住の状況

|                          |       |       |
|--------------------------|-------|-------|
| 高齢者のいる世帯のうち、持家に居住する世帯の割合 | (滋賀県) | (全国)  |
|                          | 90.3% | 81.8% |

※全国に比して、持家に居住する世帯の割合が高い

■世帯数推移

|         |          |          |      |      |
|---------|----------|----------|------|------|
|         | (H25)    | (H30)    | 増加率  | (全国) |
| 高齢単身世帯数 | 40,500世帯 | 51,400世帯 | 1.27 | 1.16 |
| 高齢夫婦世帯数 | 57,700世帯 | 66,600世帯 | 1.15 | 1.05 |

※全国に比して、高齢者のみで構成される世帯数の増加率が高い

## 第3章 現状と課題

- 高齢期の住まいに対する不安**
  - 持ち家に居住する高齢者の多くが、建築時期が古くバリアフリー化されていない住宅に居住
  - 水害等の被害の増加に伴う、自然災害発生時の対応方法や住宅の安全性に対する不安の高まり
- 高齢者向け住宅等の需要の高まり**
  - 高齢世帯の増加に伴い、高齢者向け住宅等の需要が増加
  - 多様な高齢者向け住宅等の中から自らに合った住宅を選択するための情報が十分に入居者に届いていない
  - 高齢者向け住宅等での自然災害や感染症等のリスクが増大
- 賃貸住宅への入居が困難**
  - 民間賃貸住宅において、高齢者の入居を拒否する賃貸人の増加
  - セーフティネット住宅の登録制度や居住支援法人の情報が関係者間で十分に共有されていない
- 住み慣れた住まいで生活を送るための支援ニーズの増加**
  - 在宅医療、介護等の支援ニーズの増加および多様化
  - 日常生活への支援を必要とする高齢者の増加

## 第4章 施策

**基本目標**  
高齢期を自分らしく幸せに暮らすための安全、安心な住まいづくり

- 安心して居住できる住まいの整備**
  - 高齢期を見据えた安全で住みやすい住環境整備
    - バリアフリー化等への支援
    - 長期優良住宅の普及促進
    - 自然災害に強い住まいづくりの促進
    - 感染症に対応した住まいづくりの促進
    - 空き家対策の推進
- 高齢者向け住宅等の供給量と質の確保**
  - 高齢者向け住宅等の供給の促進
    - 高齢者向け住宅等に関する情報提供の充実
    - 公営住宅におけるシルバーハウジングの実施
  - 高齢者向け住宅等の質の確保
    - 適切な運営に係る指導
    - 防災・減災の推進
    - 感染症対策の推進
- 多様なニーズに応じた賃貸住宅への入居支援**
  - 公営住宅における高齢者への配慮
    - バリアフリー化
    - 入居機会の拡大
  - 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進
    - 入居者と家主がともに安心できる環境づくりの促進
    - セーフティネット住宅の登録促進
    - 福祉関係者と住宅関係者が連携した居住支援体制の構築
- 医療・介護・日常生活の支援**
  - 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり
    - 保健・医療・福祉サービスの一体提供
    - 共に支え合う地域づくり
    - 防災、減災の推進
    - 新型コロナウイルス感染症等の感染症と社会づくり

サービス付き高齢者向け住宅独自基準  
①旧制度で登録された住宅に係る面積要件の緩和  
②介護サービス等の利用に関する入居者への事前説明  
③登録申請における市町への事前手続  
④避難確保計画の作成

## 第5章 推進体制

- 県における推進体制**  
計画で定めた目標の進行管理や課題について部局間で連携して取組を進めます。
- 県と市町の連携**  
県と市町の住宅部局と福祉部局をはじめとする各行政部門が連携して取組を進めます。
- 多様な主体による連携体制**  
住宅関連事業者や福祉関連事業者、NPO法人、地域住民等の多様な主体が連携し、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

**今後の予定**  
令和2年12月中旬～令和3年1月中旬 県民政策コメントの実施、市町・関係機関への意見照会  
令和3年3月 常任委員会報告、策定、公表